

ハローワーク神戸 専門援助第一部門 主任就職促進指導官が思う 「障害者トライアル雇用について」

はじめに

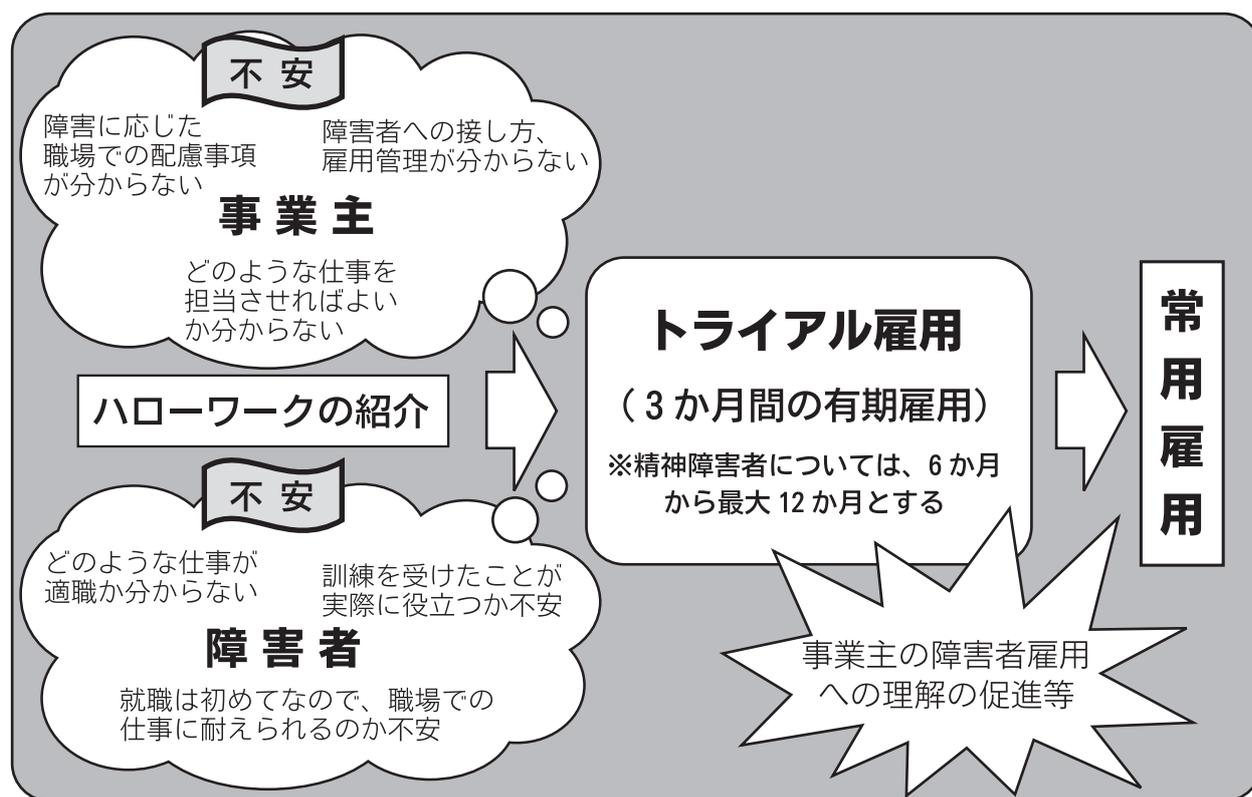
ハローワーク神戸 専門援助第一部門 主任就職促進指導官の陸井（くがい）と申します。障害者雇用の支援という内容で4回にわたりまして記事を書かせていただいております。初回はハローワークを通じた障害者雇用の支援について、2回目は障害者の採用選考についてご説明しました。今回で3回目となります。

企業の採用担当者から受けることが多いお声として、「障害者雇用を進めたいのですが、初めてのことで不安です」というものがあります。そのため、今回はその不安を解消する方策として、「障害者トライアル雇用」というテーマでお書きしたいと思います。

1. 障害者トライアル雇用とは

トライアル雇用では、原則3ヶ月の試行期間の間に、事業主は本人の仕事への適性や能力を見極めるとともに、本人は職場環境に慣れながら技能の習得をめざすことができます。このトライアル雇用には、障害者以外にも母子家庭や就職氷河期世代の方を対象としたものがあります。いずれも就職活動を行うに際し課題を抱えていることから、事業主の理解を得ながら雇用へ向けて支援を行う必要があるため、トライアル雇用制度が制定されています。

トライアル雇用も雇用であるため、雇用契約が締結され障害者本人には最低賃金時間額960円以上の賃金が発生します。また、雇用保険の加入対象となりますので、1週間の所定労働時間が20時間以上になります。月額賃金に換算しますと83,200円以上になります。



トライアル期間中は実施事業所に対して月額4万円の奨励金が支払われます。この助成金は雇入れ前6ヶ月間に解雇者を出していないなどの要件を充たす必要がありますので、注意を要します。

*よくあるご質問について

- ・トライアル雇用は3ヶ月の試用期間とどこが違うのですか？

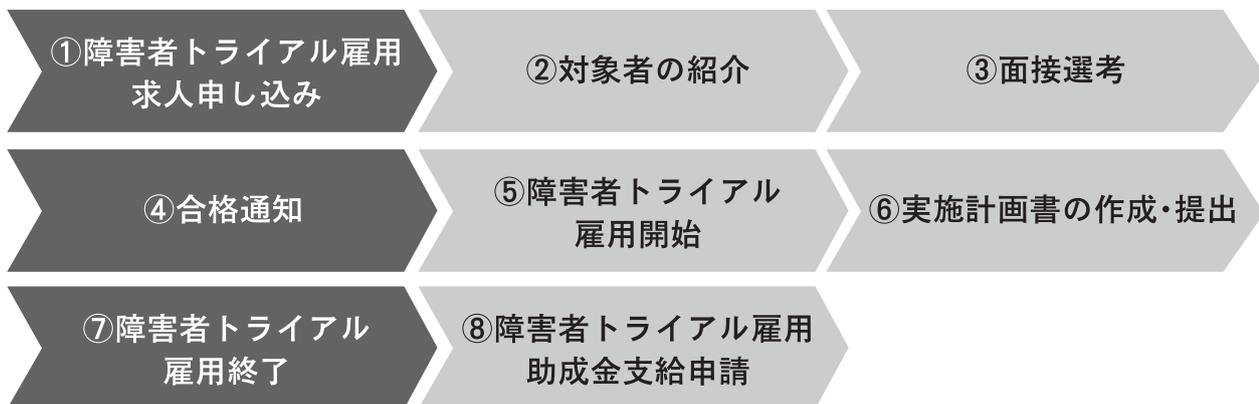
トライアル雇用も試用期間と同じく雇用には違いありませんが、トライアル雇用は実施計画書の作成など所定の手続きに沿って本人を指導・研修しつつ、期間中に事業所へ奨励金が支払われる点で試用期間とは異なります。

- ・トライアル雇用期間中は本採用時と労働条件を変えていいのですか？

トライアル雇用期間中は試用期間や本採用時とは労働条件を異にすることもできます。その場合は、トライアル雇用の求人票にトライアル雇用期間中の労働条件を表記していただきます。ただし、トライアル雇用は常用雇用を旨とする制度なので、「同条件」と記載するケースが多いです。

2. 障害者トライアル雇用の流れについて

障害者トライアル雇用は、以下のような流れで進みます。



①障害者トライアル雇用求人申し込み

一般求人と区別して障害者専用の経験不問求人として、障害者トライアル雇用求人申し込みます。即戦力に近い方が応募され採用する場合を想定して、トライアル雇用と通常の障害者専用求人との併用求人として、応募受付ができます。

②対象者の紹介

本人の希望を受けてハローワークから事業主へ応募の連絡をする際に、必ずトライアルでの応募か一般での応募かの確認を行います。

③面接選考

トライアルでの応募の場合は、必ず面接選考を行ってください。書類を事前に送付することはできませんが、書類選考のみで不採用とすることはできません。

④合格通知

トライアルの応募であるからといって必ず採用しなければならないことはありません。ご本人の能力・適性から、将来性も見込んで判断してください。

⑤障害者トライアル雇用開始

ご本人と相談のうえ開始日を決めてください。

⑥実施計画書の作成・提出

所定の様式で実施計画書を作成してください。計画書の中に「常用雇用するための要件」の欄がありますので、本人と相談して決めてください。計画書はトライアル雇用開始日から2週間以内に紹介したハローワークへご提出いただくことになります。

⑦障害者トライアル雇用終了

トライアル雇用期間は原則3ヶ月ですが、精神障害者の場合は、6から12ヶ月の期間を設けることができます。また継続雇用に移行できるかどうかの見極めのため、支援機関の支援員や安定所職員が訪問の上相談するケースもあります。

⑧トライアル雇用助成金支給申請

トライアル雇用終了日の翌日から2ヶ月以内に、ハローワーク助成金デスクへ支給申請書を提出する必要があります。期限にご注意ください。

3. 採用担当者からの感想

* 利用前

「過去に障害者を雇用した際は、短期間で離職してしまっただ。配置する現場担当者も障害者との関わりが初めてであることから、不安が大きかった。」

* 利用後

「企業が求める職務内容と、本人が対応できる作業内容を個別に調整できた。担当者が障害特性を理解したうえで、他の従業員にも対応のポイントを伝授し、指導者が不在でも単独で行える仕事を準備できるようになった。」



おわりに

障害者を今まで一度も雇用したことがない企業にとって、初めの一步を踏み出すことには躊躇や不安を感じる人が多いと思います。そのような時には、特別支援学校や障害者訓練施設の見学、職場実習の受け入れ、精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を始めとした各種セミナーの受講など、それぞれの企業の実情に合ったスタートプログラムで取り組んでいただくことが大切でしょう。

その中でも、障害者トライアル雇用は有効な選択肢の一つになると思います。

ハローワーク神戸（神戸公共職業安定所）

〒650-0025 神戸市中央区相生町1丁目3番1号

Tel 078-362-8609（代表）

Fax 078-362-4582



ハローワーク神戸 HP

ハローワーク神戸からのお知らせ

